

【参考】農村型地域運営組織(農村RMO)とは

中山間地域の保全に向けた農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農村型地域運営組織（農村RMO）※1

協議機能

協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンその他、農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域住民の共通認識
地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。

農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

【その他参考資料】

農村型地域運営組織（農村RMO）の形成について、東海農政局ホームページに各種情報や資料を掲載していますので、ご参考にしてください。

農村型地域運営組織（農村RMO）の推進（東海農政局へリンク）

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/chusankan/nousonrmo.html>



【東海農政局HP】
農村型地域運営組織
（農村RMO）の推進へ

東海農政局

報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 東海農政局について

ホーム > 政策情報 > 農村振興 > 中山間地域等の振興 > 農村型地域運営組織（農村RMO）の推進

農村型地域運営組織（農村RMO）の推進

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）とは、農家の集約の継続を促して、農業者の健全な活動や農業を軸とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことです。（以下、「農村RMO」といいます）

具体例は、
(ア) 農地の集約による転作（例えば、小学校区有地のエリア）を対象に、
(イ) 農業者による果樹栽培や、農産物などの販売促進等とした取組、
(ウ) 自治会、町内会、社会福祉協議会などの多様な組織間連携と連携して協議会を設立し、
(エ) 「農産物の集約」「地域資源の活用」「生活支援」の3つの事業に取り組む組織があります。

農村RMOを支援する背景

中山間地域では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、特に中山間では戸数10戸以下の小規模農家が2割を占めるなど、単独では、農業者の維持・管理と農業生産活動の継続が困難になる事例が増加しています。

こうした状況を改善すると、農産物では、農地の集約や農業者だけでなく、重要施設の維持も難しくなる状況にあることから、広域的な取組で集約が促進され、持続可能な農業を推進していくことが必要です。

このため、小学校区等の単位における集約策を対称とし、(ア)農産物の集約(イ)地域資源を活用した経済活動、(ウ)生活支援活動の3つを軸とする組織として、農村RMOのモデル形成を支援していくこととしています。

農地、共同施設の荒廃化
資源管理（所有と利用の分離）
農村集落機能の衰退
生産縮小、離農
生活の困難化
3つの集落機能を補完する地域運営組織（RMO）が必要

中山間地域等に対する支援施策

中山間地域等の集約促進と活性化、自立化の強化（ソフト事業活用を主体）
人口減少や高齢化による中山間地域等の取組に対する、さらなる人口減少や高齢化と農業者の集約促進と農業者の活性化に向けた取組を促進し、支援する。

中山間地域等に対する支援施策
中山間地域等の集約促進と活性化、自立化の強化（ソフト事業活用を主体）
人口減少や高齢化による中山間地域等の取組に対する、さらなる人口減少や高齢化と農業者の集約促進と農業者の活性化に向けた取組を促進し、支援する。

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農山村振興交付金（中山間地域農業推進対策））

農村RMOモデル形成支援
地域協議会等が作成する情報システムに基づく農村地帯安全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を促進する取組を支援。

農村RMO形成促進支援

農村RMO形成を効率化するため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援。

中山間地域農業推進対策（農山村振興交付金）について（農林水産省へリンク）

(2) 関連施策（農林水産省）

令和5年度 中山間地域等に対する支援制度（東海農政局 農村計画課）
農林水産省の関連施策について（農林水産省へリンク）

(3) 関連施策（関係府等）

関係府等の関連施策について（農林水産省へリンク）

農村RMO推進フォーラム（東海）

令和6年度農村RMO推進フォーラム

三重県多岐町で農村RMOの取り組みを推進している関係者から経験と知見の共有と取組の促進について意見をいただき、有識者等とコミュニケーションセッションを実施することにより農村RMOの取り組みの深化を図るとともに、各地域の農村RMO関係者も参加することにより各地域での農村RMOの取り組みのきっかけづくりやさらなる取組の推進を図ります。

| | |
|------|--|
| 日時 | 令和6年12月5日（水曜日）10時15分より |
| 場所 | 多岐町立秋田中学校体育館 三重県多岐町多岐丸内町2254 |
| 参加方式 | 申込不要および |
| 参加対象 | 都道府県、市町村の農業者、団体、社会教育、地域づくり等の関係者、JA、農協200周年、土地改良区、社会福祉協議会、公民館関係者、その他農村RMOに関与、関心の有る方 |

令和6年度 農村RMO推進フォーラム（東海）の開催について

農村RMO推進フォーラム（集約）チラシ(PDF: 401KB)

<農村RMO推進フォーラム資料（参考）>

—準備中—

過去の開催状況

過去の開催状況についてはこちら

その他（リンク集）

農村RMO「集約」コミュニケーションのための取組づくり、支援情報（外部リンク）
農村型地域運営組織（農村RMO）の推進と地域を支えあう取組づくり（農林水産省へリンク）
「農村型地域運営組織（農村RMO）形成の手引き」【社農農政局へリンク】

お問合せ先

農村振興部 農村計画課
担当者：廣津直也
代表：052-201-7271（内線2558）
ダイヤルイン：052-223-4629